

平成30年度農商工連携成長産業化支援事業

農商工連携による取組に対する専門家派遣制度

～農林漁業者と中小企業者が連携した新商品開発や販路開拓等を支援します～

県では、県内の農林漁業者と中小企業者等の連携による新商品開発や販路開拓等の取組（以下「農商工連携による取組」という。）において、必要となる専門的な知見を有する専門家を派遣します。

【具体的な支援内容と専門家の例】

- ・ 技術的な指導をしてほしい。
→ 研究者、実践者など
- ・ 事業拡大のため、社内の衛生管理体制を整備したい。
→ HACCP実務管理者など
- ・ 販路拡大のための戦略を指導してほしい。
→ 販路開拓のコンサルタントなど
- ・ 商品のパッケージデザインについて、指導を受けたい。
→ 商品パッケージについての経験豊富なデザイナーなど

1. **募集期間** 随時（予算上限に達した場合は、募集を終了します。）
2. **応募資格**
農商工連携による取組を行う次のいずれかに該当する事業者
 - ・ 県内に事業所を有する企業等（会社、個人）
 - ・ 県内の農林漁業者
 - ・ 県内の企業や農林漁業者を支援する団体等
3. **派遣回数** 1事業者につき1～3回（事業者の要望や指導内容に応じて決定します。）
4. **派遣専門家** 応募者の希望を勘案し、最適な専門家を選定します。
5. **費用** 原則無料
6. **応募方法** 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、FAX・メール等により、青森県地域産業課までお送りください。

【お申込み・問い合わせ先】 青森県地域産業課 地域資源活用推進グループ

TEL : 017-734-9375 FAX : 017-734-8107 E-mail : chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp

【専門家派遣利用フロー】

●応募



・申込書に必要事項を記入し、提出してください。(申込書は 県庁ホームページから取得できます。)

県庁 HP

・応募は随時受け付けています。

(予算の上限に達した場合は、募集を終了します。)

●書類審査



・県が審査を行い、応募者に対して、派遣の可否をお知らせします。

(審査の結果において派遣決定とならない場合がありますので、ご了承ください。)

●専門家の選定・派遣



・応募者の希望等を勘案して、最適な専門家を選定し、ご希望の日時に派遣します。

・派遣に要する費用は無料ですが、指導・助言の内容によって県が規定する謝金及び旅費の範囲を超えて経費が発生する場合は、応募者に負担いただくことがあります。

●利用報告



・指導を終了後、その都度、県に利用報告書を提出してください。

●アドバイスを受けて、
課題解決・事業計画をブラッシュアップ

⇒ **事業化・事業拡大へ!**

●派遣の対象になるかお悩みの場合は、地域産業課地域資源活用推進グループまでご相談ください。(TEL: 017-734-9375)

ポイント⑧ 経過措置期間

下記までの経過措置期間中は、旧基準による表示も可能ですが、1つの商品の中で新基準と旧基準が混在した表示は認められませんのでご注意ください。

- 一般用の加工食品及び添加物・・・平成32年3月31日までに製造又は加工・輸入されるもの
- 業務用の加工食品及び添加物・・・平成32年3月31日までに販売されるもの
- 生鮮食品・・・・・・・・・・・・・・・・平成28年9月30日までに販売されるもの
※業務用生鮮食品は、経過措置が設定されていないため、平成27年4月1日から新基準による表示が必要です。

食品表示法の相談窓口

消費者庁 03-3507-8800 (大代表)

新たな食品表示制度の資料をホームページから入手できます。

消費者庁ホームページ「<http://www.caa.go.jp/index.html>」から **食品表示** にお進みください。

青森県内の相談窓口

●品質事項（原材料名や原産地表示など）

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
農林水産部 食の安全・安心推進課	017-734-9351	県内全域
東青地域県民局 地域農林水産部	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域農林水産部	0172-33-2902	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八地域県民局 地域農林水産部	0178-23-3794	八戸市、三戸郡
西北地域県民局 地域農林水産部	0173-35-2345	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局 地域農林水産部	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局 地域農林水産部	0175-22-2685	むつ市、下北郡

※各地域県民局地域農林水産部の相談窓口は、農業普及振興室に設置しています。

●衛生事項（アレルギー表示や賞味期限など）・保健事項（栄養成分表示など）

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
青森市保健所		
生活衛生課(衛生事項)	017-765-5293	青森市
健康づくり推進課(保健事項)	017-743-6111	
東地方保健所	017-739-5421	東津軽郡
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡、板柳町
八戸保健所	0178-27-5111 (大代表)	八戸市、三戸郡、おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡(板柳町を除く)
上十三保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、上北郡(おいらせ町を除く)
むつ保健所	0175-24-1388	むつ市、下北郡

平成27年10月発行

青森県農林水産部食の安全・安心推進課

青森県青森市長島1丁目1-1 TEL 017-734-9351 FAX 017-734-8086
メールでの食品表示相談はこちらまで：sanzen110ban@pref.aomori.lg.jp

食品関連事業者向け

その「食品表示」適正ですか？

新たな食品表示制度(旧制度からの主な変更点)編



平成27年4月から食品表示法が施行されたことに伴い、新たな食品表示基準が示されました。

この資料では、旧制度からの主な変更点について、説明しています。

表示の変更に当たっては、多くの時間を要するほか、新たな経費の発生なども予想されます。裏面の食品表示の相談窓口を活用いただきながら、計画的に準備を進めて対応していきましょう。

青森県

ポイント① 原材料名と添加物の表示方法 衛生事項

- 原材料と添加物を明確に区分して表示します。
 - [例1] 記号「/」で区別する。
原材料名 ○○、□□/△△
 - [例2] 改行して区別する。
原材料名 ○○、□□
△△
 - [例3] 添加物の項目名を設けて区別する。
原材料名 ○○、□□
添加物 △△

ポイント③ アレルゲンの表示方法 衛生事項

- 特定加工食品及びその拡大表記が廃止されました。
 - ☑一般にアレルゲンを含むことが容易に予測できると考えられてきた食品(＝特定加工食品)についてもアレルゲンを含む旨を表示します。
 - [例1] マヨネーズ
→「マヨネーズ(卵を含む)」と表示
 - [例2] うどん
→「うどん(小麦を含む)」と表示
 - ☑特定加工食品の表記を含んでもアレルゲンを含む旨を表示します。
 - [例1] 「からしマヨネーズ(卵を含む)」と表示
 - [例2] 「焼きうどん(小麦を含む)」と表示
- 個別表示が原則です。
 - ☑ 個々の原材料に()書きでアレルゲンを表示する個別表示を原則とします。
 - ☑ 一括表示は、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難であるなどの場合に限ります。
 - ☑ 一括表示する場合は、全てのアレルゲンを一括表示欄に表示する必要があります。

ポイント② 原材料名の表示方法 品質事項

- パン類、植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料の表示方法変更
 - ☑ 他の一般加工食品と同様に、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める割合の高いものから順に表示します。
- プレスハム、混合プレスハムのでん粉含有率の表示方法変更
 - ☑ ソーセージや混合ソーセージと同様に、「でん粉含有率」の表示項目欄を設けて表示します。
- 複合原材料を構成する原材料を分割した表示
 - ☑ 単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない中間加工原材料を使用する場合には、その原材料を分割して表示することが可能です。

ポイント⑤ 栄養成分表示の義務化 保健事項

- 原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物に栄養成分表示が義務付けられました。
 - [義務] エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)
 - [任意(推奨)] 飽和脂肪酸、食物繊維
 - [任意(その他)] 糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類
- 消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者)が販売するものは、省略が認められます。また、当面の間、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者(従業員数が概ね20人以下、商業またはサービス業は5人以下)が販売するものについても省略が認められます。

ポイント⑥ 栄養強調表示の方法 保健事項

- 低減された旨の表示(熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム)及び強化された旨の表示(たんぱく質及び食物繊維)には、基準値以上の絶対差に加え、25%以上の相対差が必要となります。
- 強化された旨の表示をする場合(ミネラル類(ナトリウムを除く。)、ビタミン類)には、強化された旨の基準値以上の絶対差が必要となります。

【旧制度の表示例】

名称	分離液状ドレッシング
原材料名	しょうゆ、ぶどう糖果糖液糖、醸造酢、食用植物油脂、香辛料、たん白加水分解物、調味料(アミノ酸等)、レモン果汁、増粘剤(ペクチン)、青じそ、香料、(原材料の一部に大豆、小麦、りんごを含む)
内容量	200ml
賞味期限	27. 2. 1
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
販売者	青森県庁株式会社 AB 青森県青森市長島1-1-1

【新制度の表示例】

名称	分離液状ドレッシング
原材料名	しょうゆ(小麦・大豆を含む)、ぶどう糖果糖液糖、醸造酢、食用植物油脂(大豆を含む)、香辛料、たん白加水分解物、レモン果汁、青じそ
添加物	調味料(アミノ酸等)、増粘剤(ペクチン：りんご由来)、香料
内容量	200ml
賞味期限	27. 2. 1
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
販売者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1-1-1
製造者	弘前合庁株式会社 青森県弘前市蔵主町4

【個別表示の例】

原材料名	醤油(大豆・小麦を含む)、砂糖、たん白加水分解物(大豆を含む)、卵黄(卵を含む)
添加物	調味料(アミノ酸等)、乳化剤(大豆由来)

●糖類無添加、ナトリウム塩無添加に関する強調表示は、一定の要件を満たす必要があります。

[表示例]
・食物繊維豊富
・糖類控えめ
・カロリー-25%
カット

栄養成分表示 1食(15g)当たり	
熱量	41 kcal
たんぱく質	0 g
脂質	3 g
炭水化物	2 g
食塩相当量	0.2 g

【ご注意】
・掲載している事例は実際の商品のものではありません。
・旧制度の事例は、原材料と食品添加物を区分せずに使用した重量割合の多いものから順に表示することとされていた「ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料」のものです。
・一般加工品については、旧制度から原材料と食品添加物をそれぞれに重量割合の多いものから順に表示することとされていたのでご注意ください。

ポイント④ 製造所固有記号の使用方法 衛生事項

- 原則として、製造所固有記号は使用せず、「製造所又は加工所の所在地」と「製造者又は加工者の氏名又は名称」を表示します。
- 製造所固有記号は、同一商品を2以上の工場で製造する場合に限り使用できますが、その場合は、次のいずれかを表示する必要があります。
 - ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - ② 製造所所在地等を表示したHPアドレス等
 - ③ 当該商品の製造を行っている全ての製造所所在地等
※新基準に基づく製造所固有記号が使用できるのは平成28年4月1日からです。

ポイント⑦ その他の表示ルール

- 販売される添加物の表示方法
 - ☑ 一般消費者向け・・・新たに「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示が必要です。
 - ☑ 業務用・・・新たに「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示が必要です。
- 表示可能面積が小さい食品の表示方法
 - ☑ これまで表示の一部で省略が認められていた表示可能面積30cm²以下のものであっても、「名称」「保存方法」「消費期限または賞味期限」「アレルゲン」「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」「食品関連事業者の氏名または名称及び住所」の表示が必要です。
- 生鮮食品と加工食品の区分の統一
 - ☑ 軽度の撒塩、生干し、湯通し、調味料等に簡単な加工等を施したのも加工食品に整理されました。
[例] ドライマンゴー → アレルゲンや製造所所在地等の表示も必要です。

～食品事業者の皆様へ～

全ての加工食品に 原料原産地表示が必要になります

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の**重量割合上位1位の原材料について原料原産地の表示が必要になります。**

なお、平成29年9月1日から平成34年3月31日までが経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行ってください。

※原料原産地表示の具体的な表示方法や表示をする際のルールについては、消費者庁の下記のページで確認して下さい。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

※原料原産地表示とは別に、平成27年4月1日より、全ての加工食品に栄養成分表示が義務付けられたほか、アレルギー表示に係るルールが変更されました。

（経過措置期間は平成32年3月31日まで）

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

表示方法は、「国別重量順表示」(対象となる原材料が加工食品である場合は、「製造地表示の国別重量順表示」)を原則としつつ、これが**困難な場合**には、「又は表示」や、「大括り表示」を行うことができます。

〜〜〜表示方法のイメージ図〜〜〜

【原則①】 国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**を表示する。2か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合は、重量の割合の高い順に国名を表示する。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産、国産、その他)、豚脂肪、..

【原則②】 製造地表示の国別重量順表示

重量割合上位1位の原材料が**加工食品**の場合は、原則としてその**製造地**を表示する。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート(ベルギー製造)、小麦粉、..

※ただし、重量割合上位1位の原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、その産地を表示することもできる。

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート、小麦粉、..
原料原産地名	ガーナ(カカオ豆)、インドネシア(カカオ豆)

産地や製造地の切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれ国別重量順表示が困難な場合、以下の例外により表示できる。

・2か国の場合

【例外①】 又は表示

・製造地表示の場合は、(アメリカ製造又は国内製造)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産又は国産)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

・3か国以上の場合

選択可

【例外①】 又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ産又はカナダ産又はデンマーク産)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

・製造地表示の場合は、(アメリカ製造又はカナダ製造又はデンマーク製造)

【例外②】 大括り表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(輸入)、豚脂肪、..

・製造地表示の場合は、(外国製造)
 ・国産と混合がある場合は、(輸入、国産)(外国製造、国内製造)

・輸入と国産の重量順が表示不可能

【例外③】 大括り表示+又は表示

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、..

※豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

・製造地表示の場合は、(国内製造又は外国製造)

自社の製品がどの表示にあてはまるか、 イメージ図を参考にご検討をお願いします

【国別重量順表示】

使用している原産地を、重量の割合の高いものから順に表示します。また、重量順位が3位以下の原産地は、「その他」と表示することもできます。

【製造地表示】

対象となる原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を表示します。

【又は表示】

原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合で、以下の条件を満たす場合に限り表示できます。

- ・**根拠書類の保管** ・**過去の使用実績又は今後の使用計画に基づく表示である旨を付記**
- ・**過去の使用実績又は今後の使用計画における平均使用割合が5%未満の原産地は、原産地の後ろに(5%未満)と表示**

【大括り表示】

3以上の外国の原産地表示を「輸入」又は「外国製造」と括って表示する方法です。一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができますが、**根拠書類の保管**が条件となります。

【大括り表示＋又は表示】

国産を含む4カ国以上の産地を使用し、輸入と国産の重量順表示が困難な場合で、【又は表示】と同様の条件を満たす場合に限り表示できます。

◆業務用生鮮食品、業務用加工食品について◆

最終製品において原料原産地名の表示の対象となる原材料に該当する業務用食品については、**業者間においても、原料原産地の情報を伝達する必要があります。**

○業務用生鮮食品・・当該業務用生鮮食品の原産国名

○業務用加工食品

- ①「実質的な変更」に該当しない単なる切断、小分け等を行い消費者に販売されるものは、当該業務用加工食品の重量割合上位1位の原材料の原産地名
- ②最終製品の加工又は製造の際に原材料の一つとして使用されるもので、最終製品において、重量割合上位1位の原材料となるものは、当該業務用加工食品の原産国名

【原料原産地表示に関するお問い合わせ先】

原料原産地表示に関する疑問点、ご相談のほか、違反が疑われる情報も受け付けます。

消費者庁

食品表示企画課(相談の受付) ☎03-3507-8800 (代)
表示対策課(被疑情報の受付) ☎03-3507-8800 (代)

農林水産省

消費・安全局消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804

○地方農政局・沖縄総合事務局・(独)農林水産消費安全技術センター

名称	電話番号	管轄区域(都道府県)
北海道農政事務所 消費・安全部 表示・規格課	☎011-330-8825	北海道
東北農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎022-221-6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎048-740-0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
関東農政局 東京都拠点	☎03-5144-5266	東京
北陸農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎076-232-4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎052-223-4611	岐阜、愛知、三重
近畿農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎075-414-9026	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
近畿農政局 大阪府拠点	☎06-6941-9060	大阪
中国四国農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎086-224-9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部 表示・規格課	☎096-211-9156	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
九州農政局 福岡県拠点	☎092-281-8261	福岡
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	☎098-866-1672	沖縄
農林水産消費安全技術センター 札幌センター	☎050-3481-6021	北海道
農林水産消費安全技術センター 仙台センター	☎050-3481-6022	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産消費安全技術センター 本部	☎050-3481-6023	茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、新潟
農林水産消費安全技術センター 横浜事務所	☎050-3481-6024	千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	☎050-3481-6025	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
農林水産消費安全技術センター 神戸センター	☎050-3481-6026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産消費安全技術センター 福岡センター	☎050-3481-6027	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

○最寄りの各都道府県(保健所含む)は、以下のページで確認頂けます。
<http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html>